



# 鳥取県公報

平成14年10月29日(火)  
第7430号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	保安林の指定予定 (539) (森林保全課) .....	1
	保安林の指定の解除予定 (540) ( " ) .....	2
	鉛散弾規制地域の設定 (541) ( " ) .....	2
	鳥獣保護区の設定 (542) ( " ) .....	2
	鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更 (543) ( " ) .....	3
	銃猟禁止区域の設定 (544) ( " ) .....	4
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (545) ( " ) .....	6
	都市計画事業の認可 (546) (都市計画課) .....	7
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....	8

## 告 示

### 鳥取県告示第539号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字古用瀬字滝谷672の1、672の2・673の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

#### (2) 指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字古用瀬字滝谷672の2（次の図に示す部分に限る。）、672の3、673の1から673の5まで、673の6（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第540号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町弓原字灘際879の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第541号**

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第5項の規定に基づき、次のとおり鉛散弾規制地域を設定する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
南崎津川鉛散弾規制地域	米子市大崎地内の南崎津川の水面	平成14年11月1日から永年	5.75ヘクタール

**鳥取県告示第542号**

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定により告

示する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
布勢桂見鳥獣保護区	鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大楠線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道大楠1号線に至り、同市道を南西に進み、千代川地域森林計画区鳥取市115林班F小班と115林班G小班的境界に至り、同境界を北西に進み、164林班と115林班の境界に至り、同境界を南西に進み、164林班と165林班の境界に至り、同境界を北方に進み、165林班C小班と165林班D小班的境界に至り、同境界を西方に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み、同県道と市道古海高住線の交点に至り、同市道を北東及び東方に進み、同市道と県道鳥取空港布勢線との交点に至り、同県道を南方に進み、同県道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	235ヘクタール

**鳥取県告示第543号**

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項ただし書及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第19条第22項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び区域を変更したので、同令第20条の規定により告示する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
氷ノ山鳥獣保護区	八頭郡若桜町大字茗荷谷地内の国道482号の尾出見橋を起点とし、同所から同国道を北東に進み、鳥取県と兵庫県の境界に至り、同境界を南東に進み、国道29号の戸倉トンネルに至り、同所から国道29号を西方に進み、千代川地域森林計画区若桜町320林班と321林班の境界に至り、同境界を北東に進み、319林班と322林班の境界を経て、鳥取森林管理署小船山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、315林班と林班318林班との境界に至り、同境界を南西に進み、316林班と317林班の境界を経て、国道29号線に至り、同国道を北西に進み、	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	2,092ヘクタール

林道久曾木谷線に至り、同林道を北東に進み、同林道の終点に至り、同所から同国有林に通ずる第二小舟山山道を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西及び東方に進み、158林班と159林班との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

## 鳥取県告示第544号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条において準用する同令第26条の規定により告示する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
日光池銃猟禁止区域	気高郡気高町大字日光地内の町道日光浜村線と町道日光2号線の交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み、町道新田下坂本線に至り、同町道を南方に進み、同町道と農道日光越路谷線との交点に至り、同農道を西方に進み、山林と水田との境界に至り、同境界を北西及び南西に進み、町道日光村内線に至り、同町道を南西、西方、北西及び北東に進み、町道日光浜村線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	40ヘクタール
由良川右岸砂丘地区銃猟禁止区域	大栄町と北条町との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	355ヘクタール
三朝銃猟禁止区域	東伯郡三朝町大字三朝地内の三朝大橋から新崎橋までの三徳川の河川区域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	11ヘクタール
小鴨川銃猟禁止区域	倉吉市蔵内地内の反土橋から倉吉市と関金町の境界までの小鴨川の河川区域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	50ヘクタール
東伯銃猟禁止区域	東伯郡東伯町大字徳万地内の県道東伯野添線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同線を東方に進み、東伯町と大栄町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道槻下南団地1号線に	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	855ヘクタール

	至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を西方に進み、町道斉尾鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、町道森藤伊勢野線に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西へ進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
清水原銃猟禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と県道赤松大山線との交点を起点とし、同所から県道赤松大山線を南西に進み、農道との交点に至り、同農道を北西に進み、町道清水原線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道畑・古前線に至り、同町道を北西に進み、水路に至り、同水路を北方に進み、里道に至り、同里道を北西に進み、農道に至り、同農道を東方に進み、水路に至り、同所と同町豊房字上中島林2183地先里道に位置する標柱を直線で結んだ線を東方に進み、里道に至り、同里道を北方に進み、県有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	104ヘクタール
三部野銃猟禁止区域	日野郡溝口町三部地内の町道三部野線と溝口町と会見町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北東に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南東に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を南方及び西方に進み、町道三部野線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	360ヘクタール
三本松銃猟禁止区域	日野郡日南町神戸上地内の県道石見黒坂停車場線と県立日野高等学校三本松農場の敷地北端の交点を起点とし、同所を北方、東方及び南東に進み、町道洞三本松線に至り、同町道を南西及び西方に進み、県道石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	39ヘクタール
福塚銃猟禁止区域	日野郡日南町福塚地内の県道猪ノ子原上石見停車場線と町道花紙山根線の交点を起点とし、同町道を北西及び北東に進み、農道に至り、同農道を南東に進み、町道霞福塚線に至り、同町道を北東に進み、白谷橋に至り、白谷川を南東に進み、県道猪ノ子原上石見停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	37ヘクタール
笠木銃猟禁止区域	日野郡日南町茶屋地内の県道安来伯太日南線と小原川との交点を起点とし、同川を東方に進み、同川と町道大戸原線との交点に至り、同町道を南方に進み、同町道と	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	15ヘクタール

	水路（通称雨坪井手）との交点に至り、同水路を南東及び南方に進み、農道に至り、同農道を南方に進み、町道平田稗田線に至り、同町道を西方に進み、県道安来伯太日南線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
阿毘縁銃猟禁止区域	日野郡日南町阿毘縁地内の県道印賀横田線と町道長溝高山線との交点を起点とし、同町道を北方に進み、町道深塔長溝線に至り、同町道を東方に進み、県道印賀横田線に至り、同県道を南西及び西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	21ヘクタール

## 鳥取県告示第545号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定により告示する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
沢川鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と国府町と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八東町との境界に至り、同境界を北西に進み、国府町と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	785ヘクタール
扇ノ山鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と国府町と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から国府町と若桜町との境界を南方に進み、国府町と八東町との境界に至り、同境界を南西に進み、国府町と郡家町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の国府町に係る98林班と103林班との境界に至り、同境界を北西に進み、98林班と99林班との境界に至り、同境界を	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	1,661ヘクタール

	北方に進み、町道雨滝1号線に至り、同町道を北西に進み、同町道北側の山林と雨滝いこいの広場との境界に至り、同境界を北方に進み、雨滝川と菅滝川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道蕪島鳥越線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
芦津鳥獣保護区	八頭郡智頭町大字芦津に所在する鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班の南西端が北股川と接する地点を起点とし、同所から同国有林と民有林との境界を北東に進み、千代川森林計画区の智頭町に係る166林班と169林班との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河谷との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署沖ノ山国有林と鳥取県内の民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、同国有林60林班の北西端と北股川とが接する地点に至り、同所から北股川を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	2,407ヘクタール

**鳥取県告示第546号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画公園事業 2・2・20 太平公園
- 3 事業施行期間  
平成14年11月1日から平成16年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 鳥取市瓦町地内
  - (2) 使用の部分 なし

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 情報基盤緊急整備工事
- (2) 工事場所 鳥取市東町一丁目
- (3) 工事内容

本件工事は、鳥取県庁本庁舎内にある統制局において、国土交通省が作成する雨量データを受信する機器の整備及び既設の土砂災害監視システムに係る機器の改造並びにこれらの機器の調整を行うものである。

#### (4) 工事の概要

##### ア 機器の新設

ルータ (X. 21デジタル回線) 一式

##### イ 機器の改造

通信処理装置 一式

砂防情報処理装置 一式

リモートアクセスサーバ 一式

ファイルサーバ 一式

情報表示用配信装置 一式

砂防情報表示端末装置 一式

音声応答通報装置 一式

##### ウ 調整

ア及びイに掲げる機器の調整 一式

- (5) 工 期 平成14年11月から平成15年3月20日まで
- (6) 予定価格 23,616,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成14年10月29日 (火) から同年11月7日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成14年4月1日 (月) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における電気通信工事の総合評点が1,100点以上であること。

- (7) 1の(4)のイ及びウに掲げる工事について、下請け業者の施工によらずに自ら施工することができること。
- (8) 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。
- (ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。)の電気工学又は電気通信工学に関する科目を修得し、かつ、電気通信工事について3年以上の実務経験を有する者であること。
- (イ) 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。)又は中等教育学校の電気工学又は電気通信工学に関する科目を修得し、かつ、電気通信工事について5年以上の実務経験を有する者であること。
- (ウ) 電気通信工事について10年以上の実務経験を有する者であること。
- イ 監理技術者にあつては、電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での施工期間中、(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年10月29日(火)から同年11月7日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成14年10月29日(火)から同年11月7日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市菟町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。